平成２７年（フ）第９１号
長野県東御市海善寺854番地91　県営住宅日向ヶ丘団地Ｈ２―204
債務者　東　　敦子
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第４３号
岐阜県美濃加茂市加茂野町稲辺107番地２
債務者　岡島　康雄
1　決定年月日時　平成27年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第２５１号
大津市大江２丁目17番22号グレースコーポⅡ205号、前住所大津市大将軍１丁目12番１号クレール瀬田101号
債務者　清水　健次
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２６９号
滋賀県草津市上笠４丁目３番29号
債務者　下出　和久
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２７０号
滋賀県草津市岡本町470番地　パレ岡本　佐わらび　402号、前住所大津市大萱１丁目５番８号　瀬田エステートシティ202号
債務者　安西　芳雄
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２７８号
滋賀県草津市野路東３丁目４番45―114号、前住所滋賀県長浜市中山町６番15号
債務者　梶原ゆかり
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８３号
滋賀県栗東市下戸山1115番地９
債務者　竹内シズカ
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８６号
滋賀県高島市マキノ町白谷35番地93
債務者　水野　千絵
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８８号
鳥取県日野郡日南町霞916番地３　伯南第二団地１棟11号
債務者　西下　清美
1　決定年月日時　平成27年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第９１号
鳥取県米子市上後藤６丁目１番10号　Ｂ－３号
債務者　岡本有紀彦
1　決定年月日時　平成27年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第１０４号
鳥取県米子市福万195番地１
債務者　田村　幸則
1　決定年月日時　平成27年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第６０７号
広島市西区鈴が峰町40番10―401号
債務者　加島美穂子
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９３号
愛媛県松山市東垣生町215番地　マリベールイースト302号
債務者　大野　正和
1　決定年月日時　平成27年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９１号
愛媛県松山市祇川１丁目２番38号
債務者　苫米地篤史
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４０号
福岡県直方市大字中泉1214番地１、前住所福岡県直方市大字感田2871番地１　レオパレスＳｔａｎｚａ204号
債務者　大西　春国
1　決定年月日時　平成27年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第３４号
福岡県八女郡広川町大字新代1389番地638　コスモハイツ107号
債務者　坂井　亜衣
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２７年（フ）第２６２号
大分市大字光吉1302番地
債務者　佐藤　昭信
1　決定年月日時　平成27年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係